

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 環境部 環境保全課

番号 33

不利益処分の内容	飲食店営業に係る深夜における営業の停止等の命令
根拠法令及び条項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例第55条第2項
関係条項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則第48条
処 分 基 準	<p>平成9年10月1日設定基準</p> <p>神奈川県公害防止条例第39条の2第2項中「騒音による公害が生じていると認めるとき」とは、おおむね次の条件を客観的にみて満たしている場合等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲食店が誘因となって発生する自動車の発着等による騒音及び店の内外において、客従業員等が発する騒音が生じていること。 (2) (1)の騒音により、精神的、身体的な騒音公害被害を受けている者がいること。 (3) 騒音の聞こえる範囲内で、現に苦情者が生活を営んでいること。 (4) 深夜における営業を続ける限り、通常繰り返し起きるものと認められること。 <p>平成10年4月1日設定基準</p> <p>神奈川県生活環境の保全等に関する条例第55条第2項中「騒音による公害が生じていると認めるとき」とは、おおむね次の条件を満たしている場合等をいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 飲食店が誘因となって発生する自動車の発着等による騒音及び店の内外において、客従業員等が発する騒音が生じていること。 (2) (1)の騒音により、精神的、身体的な騒音公害被害を受けている者がいること。 (3) 騒音の聞こえる範囲内で、現に、苦情者が生活を営んでいること。 (4) 深夜における営業を続ける限り、当該騒音が繰り返し行われる可能性が大きいこと。
(未設定の場合はその理由)	
参 考 事 項	神奈川県生活環境の保全等に関する条例関係規程集 平成15年度 (社)神奈川県環境保全協議会
設定等年月日	平成9年10月1日設定 (平成10年4月1日最終変更)